

● 「犯罪被害者等支援制度」の創設について

札幌市では、犯罪被害者等が犯罪により被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的な被害の回復を図ることを目的に、支援金の支給のほか、家事・住居・精神医療の分野においてさまざまな費用助成を行う「犯罪被害者等支援制度」を創設し、8月1日から開始します。

犯罪等の未然防止はもとより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、本制度による支援を行うなど、安全に安心して暮らせる街の実現を目指してまいります。

1 名称

犯罪被害者等支援制度

2 背景・目的

犯罪被害者等は、身体的・精神的に受ける直接の被害だけでなく、収入の減少による経済的な困窮など多岐にわたる問題を抱えることから、その解決に向けては、犯罪被害者等に寄り添った支援の充実が求められる。

そのため、2020年5月に策定した「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」において、犯罪被害者等に対する支援を充実するための新たな施策として、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対する支援を行うこととした。

3 制度開始日

2020年8月1日（土）

4 対象者

2020年4月1日以降の犯罪行為による犯罪被害者等のうち、次のいずれかに該当する札幌市民

- (1) 犯罪行為^{※1}により死亡した犯罪被害者の遺族^{※2}
- (2) 犯罪行為^{※1}により重傷病^{※3}を負った犯罪被害者とその家族^{※2}
- (3) 性犯罪^{※4}を受けた犯罪被害者とその家族^{※2}

※1 故意に人の生命または身体を害する行為

※2 「配偶者」、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者または性的マイノリティーに係るパートナーシップの関係にあった者」、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」

※3 負傷または疾病の療養に1カ月以上の期間を要するもの

※4 強制性交等、準強制性交等または監護者性交等に該当するもの

5 支援内容（別紙参照）

「支援金」「家事関連」「住居関連」「精神被害等関連」の4つの項目について、それぞれ内容に応じた支給・助成を行う。

6 相談窓口

(1) 場所

市民文化局地域振興部区政課（中央区北1条西2丁目 市本庁舎13階）

(2) 受付時間

8：45～17：15（土日祝日・年末年始を除く）

(3) 受付方法

来庁、電話（211-2252）、ファクス（218-5156）、Eメール（hh-soudan@city.sapporo.jp）

<参考：国・北海道・他都市における支援状況等について>

(1) 国の犯罪被害給付制度

犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族または身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯扶助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金として遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金を支給し、精神的・経済的被害の緩和を図る制度。

名称	対象となる方
遺族給付金	犯罪行為 ^{※1} により死亡した犯罪被害者の第一順位の遺族 ^{※2}
重傷病給付金	犯罪行為により重傷病 ^{※3} を負った犯罪被害者
障害給付金	犯罪行為により障害が残った犯罪被害者

※1 故意に人の生命または身体を害する行為

※2 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」

※3 療養の期間が1カ月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷等

(2) 北海道の主な支援制度

緊急避難場所の確保や医療費等に関する公費負担により精神的・経済的な負担の軽減を図っている。

(3) 札幌市と類似の支援を実施している市町村

① 道内他市町村：北斗市、広尾町

② 政令指定都市：横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、堺市

※ 支給・助成金額等の詳細は各自治体によって異なる

問い合わせ先

市民文化局地域振興部区政課 小野寺、小野

電話：211-2252、ファクス：218-5156

支援項目		内 容		申請期限	国・北海道の類似関連制度
支援金	遺族支援金	犯罪行為により犯罪被害者が死亡した場合に支給	30万円 (1年以内に1回)	1年	【国】 ・遺族給付金 320～2964.5万円 ・重傷病給付金 上限120万円 ・障害給付金 18～3974.4万円 【道】 ・性犯罪被害者の医療経費の公費負担 (実費相当)
	重傷病金	犯罪行為により犯罪被害者が重傷病を負った場合に支給	10万円 (1年以内に1回)		
	性犯罪被害者支援金	性犯罪を受けた場合に支給	10万円 (1年以内に1回)		
家事関連	家事・介護費用助成(ホームヘルプ)	家事・介護等に支障が生じている場合に、ホームヘルプサービスを利用した費用を助成	上限1,500円/30分 (1年の範囲において最大72時間分)	1年	-
	配食サービス費用助成	食事の用意に支障が生じている場合に、配食サービスを利用した費用を助成	上限1,000円/1食 (1年の範囲において最大60食分)		
	一時保育費用助成	監護中の未就学児の家庭における保育に支障が生じている場合に、一時預かり事業を利用した費用を助成	上限3,000円×人数/1日 (1年の範囲において最大10日分)		
住居関連	転居費用助成	従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、転居に要した費用を助成	上限20万円 (1年以内に1回)	3年	【道】 ・緊急避難場所の確保に要する経費の公費負担 (実費相当) ・ハウスクリーニングに要する経費の公費負担 (実費相当)
	ハウスクリーニング費用助成	住居にて犯罪行為が行われ、著しい汚損が生じた場合に、ハウスクリーニングを利用した費用を助成	上限30万円 (1年以内に1回)		
	家賃助成	従前の住居に居住し続けることが困難となり転居した場合で、転居前に家賃の支払いがなかったときは、新たな住居での家賃を助成	上限3万円/1月 (1年の範囲において最大12月)		
精神被害等関連	精神医療費助成	医療提供施設において、心理的外傷その他の深刻な精神的不調に対する医療を受けた場合、医療提供施設に支払った一部負担金を助成	上限 実費額/1日 (3年の範囲において1年最大12日)	3年	【道】 ・精神療法に要する医療経費の公費負担 (実費相当)
	カウンセリング費用助成	医療機関またはカウンセラーが所属する事業所において、心理的外傷その他の深刻な精神的不調に対するカウンセリングを受けた場合、カウンセリングに要した費用を助成	上限1万円/1回 (3年の範囲において1年最大12回)		
	犯罪被害からの回復などに向けた行為に要した費用の助成	犯罪行為に関する情報の提供を公衆に求める活動に要した費用や、裁判を傍聴するための交通費などを助成	上限10万円/年 (5年の範囲において1年最大10万円)	5年	

犯罪被害にあわれた方へ ～ 札幌市の支援制度のご案内～

札幌市では、犯罪被害にあわれた方とそのご家族の相談に応じ、下記の支援を行っています。お一人で悩まずにご相談ください。

■ 支援の対象となる方

2020年4月以降に行われた犯罪行為による犯罪被害者ご本人、そのご遺族・ご家族が「札幌市民」で、右記に該当する場合に支援の対象となります。

- ・ 犯罪行為^{※1}により亡くなられた方のご遺族^{※2}
- ・ 犯罪行為により重傷病^{※3}を負った方とそのご家族^{※2}
- ・ 性犯罪^{※4}を受けた方とそのご家族

※1 故意に人の生命又は身体を害する行為

※2 配偶者等と2親等以内の血族

※3 負傷又は疾病の療養に1月以上の期間を要するもの

※4 強制性交等、準強制性交等または監護者性交等

■ 支援内容

支援を受けられるには、上記のほかに「必要な要件」や「申請期限」があります。支援をご希望される方は、札幌市における犯罪被害の相談窓口（裏面）へ事前にご相談ください。

支援金の支給

遺族支援金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給
重傷病支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った方に支給
性犯罪被害支援金	10万円	性犯罪を受けた方に支給

家事関連の助成

家事・介護費用助成（ホームヘルプ）	上限 1.5千円/30分（最大 72時間分）	家事・介護等に支障が生じている場合に、ホームヘルプサービスを利用した費用を助成
配食サービス費用助成	上限 1千円/1食（最大 60食分）	食事の用意に支障が生じている場合に、配食サービスを利用した費用を助成
一時保育費用助成	上限 3千円×人数/1日（最大 10日分）	監護中の未就学児の家庭における保育に支障が生じている場合に、一時保育を利用した費用を助成

住居関連の助成

転居費用助成	上限 20万円	従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、転居に要した費用を助成
ハウスクリーニング費用助成	上限 30万円	住居にて犯罪行為が行われ、著しい汚損が生じた場合に、ハウスクリーニングを利用した費用を助成
家賃助成	上限 3万円/1月（最大 12月分）	従前の住居に居住し続けることが困難となり、転居した場合に、新たな住居での家賃を助成

精神被害等関連の助成

精神医療費用助成	実費額/1日（最大 12日分/年）	精神的不調に対する医療を受けた場合に、医療提供施設に支払った一部負担金の実費額を助成
カウンセリング費用助成	上限 1万円/1回（最大 12回分/年）	精神的不調に対するカウンセリングを受けた場合に、カウンセリングに要した費用を助成
回復に向けた行為に要した費用助成	上限 10万円/1年	犯罪行為に関する情報の提供を公衆に求める活動に要した費用や裁判を傍聴するための交通費等を助成

犯罪被害者等支援制度の主なQ & A

Q 犯罪被害にあわれた方が札幌市民であれば、そのご遺族やご家族は支援の対象となりますか？

A 犯罪被害にあわれた方や、そのご遺族・ご家族で、実際に支援を受けようとする方が札幌市民の場合に、支援の対象となります。

Q 犯罪被害の後に、札幌市外へ転居した場合でも支援の対象となりますか？

A 犯罪被害にあわれたときに、札幌市民であれば、対象となる支援があります。

Q 交通事故による被害は、支援の対象となりますか？

A 過失による交通事故の被害であれば、支援の対象となりません。

Q 犯罪被害であれば、どのような場合でも支援の対象となりますか？

A 犯罪被害であっても、次の場合には、支援の対象とならないことがあります。

- 犯罪被害者等と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき
- 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について犯罪被害者等にも責めに帰すべき行為があったとき
- 犯罪被害者等が暴力団員または暴力団密接関係者であるとき
- 犯罪被害者等と加害者との関係、その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき

犯罪被害に関する主な相談窓口

- ・ 北海道警察本部犯罪被害者支援室
TEL 011-251-0110（平日 8 時 45 分～17 時 30 分） ※土日祝日・年末年始を除く
- ・ 警察相談専用電話
TEL #9110（毎日 24 時間対応）
- ・ 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター「北海道被害者相談室」
TEL 011-232-8740（平日 10 時～16 時） ※土日祝日・年末年始を除く
- ・ 性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH（さくらこ）」
TEL 050-3786-0799（平日 10 時～20 時） ※土日祝日・年末年始を除く

札幌市における犯罪被害の相談窓口

受付時間 平日 8 時 45 分～17 時 15 分 ※土日祝日・年末年始を除く
TEL 011-211-2252
FAX 011-218-5156
Eメール hh-soudan@city.sapporo.jp
担当部署 札幌市役所 13 階 市民文化局 地域振興部 区政課



さっぽろ市
02-D01-20-1320
R2-2-911